

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スナップ

## 特集

### 安全作業継承のノウハウDVDに

#### 若手社員へ基本動作を統一

東日本旅客鉄道東京支社東京電車線技術センター

## ニュース

### 荷役災害 要請後も墜落日立つ

#### 厚労省 新ガイドラインで荷主の取組強化へ

## トップ&キーマンインタビュー

### 建設業界での「一人K.Y」定着を熱望

大崎建設 草野壽郎さん

WEB版はカラーでご覧になれます!!  
WEB登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

No.2176

2012

12/15





## 社労士が教える

# 労災認定の境界線

40年業務した測量士が中皮腫で死亡、業務上外で争う

<執筆>

一般社団法人SRRアップ大阪会  
ファロス社会保険労務士法人

所長 宮田元

第143回

### ■ 災害のあらまし ■

測量士として40年以上業務に携わってきたAはある日「中皮腫」と診断され、検査の半年後61歳で死亡した。妻のBは死亡原因の「中皮腫」は建物の解体現場で長い間測量作業をしていた際に石綿(アスベスト)を吸引したため発症したとして、労災の申請をしたが、所轄労働基準監督署長は業務起因性に乏しいとして、申請を却下した。

Bはこの処分を不服として労働者災害補償保険審査官に審査の請求をし、その結果原処分が取り消される判断がなされた。

### ■ 判断 ■

死亡診断書には肺がんによる死亡と記載されていたが、当初診察を受けた別の病院では「中皮腫の疑いあり」と告げられていた。死亡に至る疾病が業務に起因しているかが判断の分かれ目であったが、このケースでは担当業務への従事期間、吸引の可能性のある業務であったか、また業務以外の要因も検討され、業務に起因しているとは認められず一旦業務外と判断された。

### ■ 解説 ■

労働基準法では労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合における事業主の災害補償責任が定められている。このなかで「疾病」の場合は「負傷」と異なり、業務によるものかどうかの判断が必ずしも容易でない場合が多いことから、労働基準法施行規則別表第1の2において「業務上の疾病の範囲」を明確にし、事業主の災害補償の義務の履行の確保を図っている。業務上疾病の発症形態は業務に内在する危険としての有害因子が労働者に接触し又は侵入

することにより発症原因が形成されるものであることから、発症はその危険が具体化したものといえる。

一般的に労働者に発症した疾病について、次の3要素が満たされる場合には原則として業務起因性が肯定される。

①労働の場に有害因子の存在が確認されていること

②有害因子へのばく露の事実が確認されていること

③医学的にみて当該有害因子によって引き起こされる疾病が症状、病態、経過等においてその特徴を備えていること。

ちなみに労働基準法施行規則別表第1の2の業務上疾病の範囲とは

第1号 業務上の負傷に起因する疾病

第2号 物理的因子による疾病

第3号 身体に過度の負担のかかる作業様態に起因する疾病

第4号 化学物質等による疾病

第5号 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症とじん肺合併症

第6号 細菌、ウイルス等の病原体による疾病

第7号 がん原生物質若しくはがん原生因子又はがん原生工程における業務による疾病

第8号 前各号に掲げるもののほか厚生労働大臣の指定する疾病

第9号 その他業務に起因することが明らかでない疾病

このうち、石綿にばく露した労働者に発症した石綿肺等の業務上外の認定については、石綿による疾病の認定基準において、次のとおり規定されている。

(抜粋)

3 中皮腫

(1) 石綿ばく露労働者に発症した胸膜、



腹膜、心臓又は精巣鞘膜の中皮腫であって、次のア又はイに該当する場合には別表1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと

ア じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の所見が得られること

イ 石綿ばく露作業への従事期間が1年以上あること

(2) 上記(1)に該当しない中皮腫の事案については本省に協議すること

今回のケースでは、初めに労災申請が却下されたポイントとして、労働者が最後に受診した病院の死亡診断書の所見が肺がんとなっていたことである。本来肺がんと石綿(アスベスト)との業務起因性を見つけることは極めて難しいとされているため一旦不支給の決定がなされたものと考えられる。しかし、遺族や病院などから聞き取りを行い、過去の就業状況等もしっかりと調査することで業務上災害との因果関係を明らかにすることができたものと思われる。今回の教訓としては、アスベストに起因すると思われる労災案件については、より一層丁寧かつ慎重な対応が求められると感じた。